

## 連載トピックス ストレスチェック制度のスタートに備えて⑤

連載5回目の今回は、ストレスチェックの結果に基づく面接指導などに関する事項を紹介します。

### ◆◆ ストレスチェックの結果に基づく面接指導など ◆◆◆

#### 面接指導の実施

- ストレスチェックの結果で、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合<sup>※1</sup>は、医師に依頼して面接指導を実施しなければなりません<sup>※2</sup>。

※1 申出は、結果が通知されてから遅滞なく（1ヶ月以内程度に）行う必要があります。

※2 面接指導は、申出があってから遅滞なく（1ヶ月以内程度に）行う必要があります。

〈補足〉面接指導の対象となる労働者は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者であって、面接指導を受ける必要があると当該ストレスチェックの実施者である医師等が認めたものとされています。

- 面接指導を実施した医師から、就業上の措置の必要性の有無とその内容について、意見を聴き<sup>※</sup>、それを踏まえて、労働時間の短縮など必要な措置を講じなければなりません。

※ 医師からの意見聴取は、面接指導後、遅滞なく（1ヶ月以内程度に）行う必要があります。

- 面接指導の結果<sup>※</sup>は、事業所で5年間保存しなければなりません。

※ 記録を作成・保存する必要があります。以下の内容が含まれていれば、医師からの報告をそのまま保存しても構いません。

- ① 実施年月日
- ② 労働者の氏名
- ③ 面接指導を行った医師の氏名
- ④ 労働者の勤務の状況、ストレスの状況、その他の心身の状況
- ⑤ 就業上の措置に関する医師の意見

#### 集団ごとの集計分析（規模にかかわらず努力規定）

- ストレスチェックの実施者（医師等）に、ストレスチェック結果を一定規模の集団（部課、グループなど）ごとに集計・分析<sup>※</sup>してもらい、その結果を提供してもらいましょう。

※ 集団ごとに、質問票の項目ごとの平均値などを求めて、比較するなどの方法で、どの集団が、どういったストレスの状況なのかを調べましょう。

**注意！** 集団規模が10人未満の場合は、個人特定されるおそれがあるので、全員の同意がない限り、結果の提供を受けてはなりません。原則10人以上の集団を集計の対象としましょう。

- 集計・分析結果を踏まえて、職場環境の改善を行いましょう。

☆面接指導の実施は、ストレスチェックとワンセットです。ストレスチェックの実施者である医師等が高ストレスで面接指導が必要と判断した労働者から申出があった場合には、これを実施する必要があります（不利益取扱いの禁止規定もありますので、次号で紹介します）。

## 最新情報 雇用継続給付の支給申請手続を改正

平成 28 年 2 月 16 日を施行日として、雇用継続給付(高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付)の支給申請手続が改正されています。概要は次のとおりです。

### ◆◆◆ 雇用継続給付の支給申請手続の改正 [概要] ◆◆◆

#### 改正前

雇用継続給付の支給申請は、原則として、雇用継続給付の支給を受けようとする被保険者が行うが、労使協定(事業主と労働者の過半数で組織する労働組合等との間の書面による協定)があるときは、事業主が被保険者に代わって公共職業安定所に支給申請書等を提出することができる。**→事業主は代理人**  
事業主による雇用継続給付の申請に当たり、公共職業安定所が事業主から個人番号の提供を受ける場合には、代理権の確認等が必要。

公共職業安定所の窓口で代理権の確認等をする場合、事業主の負担が大きく、情報漏洩のリスクもある。  
そこで、次のように改正

#### 改正後 (平成 28 年 2 月 16 日～)

雇用継続給付の支給申請は、雇用継続給付を受けようとする被保険者が、原則として、事業主を経由して公共職業安定所に支給申請書等を提出することにより行う(労使協定は不要)。**→事業主は、個人番号関係事務実施者**  
雇用継続給付の申請に当たっては、事業主は、個人番号関係事務実施者として、被保険者について本人確認を行う(代理権の確認等は不要)。

- ②事業主から雇用継続給付の申請を行うことについて、委託を受けた社会保険労務士も個人番号関係事務実施者となります。
- ②本人が提出することも可能ですが、事業主からの提出が原則です。

**確認** 従業員からマイナンバーを取得する際には、なりすまし防止のため、本人確認が必要です。本人確認とは、①番号確認(正しい番号であることの確認)、②身元(実在)確認(番号の正しい持ち主であることの確認)の2つの確認のことです。概要は次のとおり

番号確認	身元(実在)確認
個人番号カード(個人番号カードは、番号確認と身元確認の両方に使えます)	
個人番号通知カード または 個人番号の記載のある住民票 (住民票記載事項証明書)	<p>①～③のいずれか            ① 次の書類のいずれか一つ            運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳            /療育手帳/在留カード/特別永住者証明書</p> <p>② 次の書類のいずれか一つ            写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書            など</p> <p>③ 上記①②がない場合は、次の書類から2つ以上            公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証            書など</p>

## 新情報！ 平成 28 年3月分からの協会けんぽの保険料率

中小企業の従業員を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会は、基本的に、毎年1回、3月分(4月納付分)から適用される保険料率の見直しを行っています。

平成 28 年3月分(4月納付分)から適用される保険料率は、次のように決定されました。

◆◆ 平成 28 年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率 ◆◆◆

### 1 一般保険料率 [都道府県単位保険料率]

\_\_\_\_\_は変更があったもの

北海道	<u>10.15%</u>	石川県	9.99%	岡山県	<u>10.10%</u>
青森県	<u>9.97%</u>	福井県	9.93%	広島県	<u>10.04%</u>
岩手県	<u>9.93%</u>	山梨県	<u>10.00%</u>	山口県	<u>10.13%</u>
宮城県	9.96%	長野県	<u>9.88%</u>	徳島県	<u>10.18%</u>
秋田県	<u>10.11%</u>	岐阜県	<u>9.93%</u>	香川県	<u>10.15%</u>
山形県	<u>10.00%</u>	静岡県	<u>9.89%</u>	愛媛県	10.03%
福島県	<u>9.90%</u>	愛知県	9.97%	高知県	<u>10.10%</u>
茨城県	9.92%	三重県	<u>9.93%</u>	福岡県	<u>10.10%</u>
栃木県	<u>9.94%</u>	滋賀県	<u>9.99%</u>	佐賀県	<u>10.33%</u>
群馬県	<u>9.94%</u>	京都府	<u>10.00%</u>	長崎県	<u>10.12%</u>
埼玉県	<u>9.91%</u>	大阪府	<u>10.07%</u>	熊本県	<u>10.10%</u>
千葉県	<u>9.93%</u>	兵庫県	<u>10.07%</u>	大分県	<u>10.04%</u>
東京都	<u>9.96%</u>	奈良県	<u>9.97%</u>	宮崎県	<u>9.95%</u>
神奈川県	<u>9.97%</u>	和歌山県	<u>10.00%</u>	鹿児島県	<u>10.06%</u>
新潟県	<u>9.79%</u>	鳥取県	9.96%	沖縄県	<u>9.87%</u>
富山県	<u>9.83%</u>	島根県	<u>10.09%</u>		

〈補足〉都道府県単位保険料率は、「特定保険料率(後期高齢者支援金等に充てる分)」と「基本保険料率(協会けんぽの加入者に対する医療給付、保健事業等に充てる分)」から構成されています。これは、後期高齢者医療制度への支援等について、理解を深めるために設けられている区分です。平成 28 年3月分からは、「特定保険料率」は全国一律で3.67%(3.83%から変更)とされ、「基本保険料率」は各都道府県単位保険料率から特定保険料率を差引いた率とされます。

例) 東京都の場合

都道府県単位保険料率9.96%(うち、特定保険料率3.67%、基本保険料率6.29%)

### 2 介護保険料率

全国一律	<u>1.58%</u> (据え置き)
------	---------------------

※ 健康保険の保険料の額は、原則的には、「都道府県単位保険料率によって計算した額」ですが、40 歳以上 65 歳未満の方(介護保険第2号被保険者である健康保険の被保険者)については、「その額+介護保険料率によって計算した額」となります。

★ 3月分の給与からの控除額の計算から、新しい保険料率で計算することになりますので、給与計算ソフトの設定の変更または手計算で用いる「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。

注. 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。